

平成30年9月19日

〒466-0835 名古屋市昭和区南山町20-17

株式会社錦ヤ 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成30年6月19日付け申入書に対し、平成30年7月15日付けでご回答頂き、ありがとうございました。

上記ご回答を踏まえ、別紙のとおり、再度の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成30年10月19日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

(貴社が使用されているレンタル着物予約申込書記載の約定について)

【ご衣装のご解約】

ご契約日より3日以内はご衣装料金の20%、ご契約日より4日以後はご衣装料金の30%、ご使用日より3日前はご衣装料金の70%を申し受けます。この場合、既に収受している内入金から所定の解約金を差し引き払い戻しいたします。内入金にて解約金がまかなえない時は、その差額を申し受けます。

特注商品の場合はご衣装料の倍額を申し受けます。

1 申入れの趣旨

本約定を削除して頂くか、消費者契約法9条1号に沿う形に改定して頂きますよう再度申し入れます。

2 申入れの理由

(1) 貴社は、卒業式、成人式、七五三において使用する衣装レンタルの注文をとるための予約会を一定の限られた日時にのみ開催しているため、予約会において衣装レンタル契約を締結した消費者が解約を行うと、衣装レンタル予定日までの間に宣伝する機会をほとんど逸することになると回答されています。

しかしながら、貴社が行う上記予約会は衣装レンタル契約締結の誘因の手段の1つにすぎず、貴社は店舗やホームページにおいても衣装レンタル契約締結の募集をされているため、貴社と消費者との間での衣装レンタル契約締結の機会は上記予約会におけるものに限られません。

そうすると、貴社にご回答頂いた事情を踏まえても、衣装レンタル契約が締結される時期は使用日の直前から使用日の相当前の段階まで、様々な時期が想定されます。そのため、やはり契約時期及び使用日を問わずに本約定が定めるような20%ないし30%の損害が一律に発生するとは考えられません。

(2) また、貴社は衣装レンタル契約の解約による損害として、衣装の保管料の損害

が発生すると回答されています。

しかしながら、衣装の保管料は、貴社が衣装レンタル契約を締結しているか否かに関わらず発生するものであり、衣装レンタル契約が解約されたことによる損害とは考えられません。

(3) 以上から、本約定のうち「ご契約日より3日以内はご衣装料金の20%、ご契約日より4日以後はご衣装料金の30%」の解約金を定める部分は、あくまで顧客の衣装レンタル解約によって貴社に生じる平均的損害を超えるものといえます。

よって、当団体は、貴社に対し、当約定を削除するか、解約の時期に応じた平均的損害を超えないような形に改定するよう、再度申入れます。

以 上